

# 入 居 資 格

## 1. 公営住宅入居資格

- **所得条件**・・・政令月収158千円以下の世帯。

入居者又は同居者に下記の者がある世帯の所得条件は、政令月収214千円以下です。(裁量階層：条例)

障害者・戦傷病者・原子爆弾被爆者・ハンセン病療養所入所者  
海外引揚者・入居及び同居者全員が60歳以上又は18歳未満  
同居者に小学校就学前の者がある場合

(条例第6条第2号、令第6条第4項)

- **入居者**・・・原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族) ※同居承認基準は別

### ※単身入居が認められる場合

- ①60歳以上の者。
- ②障害者基本法で定める程度のもの。
- ③戦傷病者特別援護法で定める程度のもの。
- ④原子爆弾被爆者に対する法律の認定を受けている者。
- ⑤生活保護法に規定するもの。
- ⑥海外からの引揚者
- ⑦ハンセン病等の法律に規定している者。
- ⑧DV被害者で裁判所の認定を受けている者。

(法第23条、令第6条第1項)

## 2. 特定住宅入居資格

- **所得条件**・・・政令月収158千円以上で259千円以下の人。

(特優賃供給促進施行規則第6条)

ただし、20歳以上39歳以下のものは単に年間所得を12で除して月額所得が158千円以上あれば入居資格に該当する。(裁量階層：委員会決)

- **入居者**・・・単身用住宅以外は現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

裏面へ→

### 3. 若者定住住宅

- **所得条件**・・・なし
- **入居資格**・・・真庭市に住所を移すことが確約できる者。  
年齢が40歳までの①、②のいずれかの者  
①同居の親族の中に12歳未満の子が有る者  
②結婚後3年以内の者又は1年以内に結婚することが確実である者（条例第4条）
- **入居者**・・・単身入居不可

### 4. 単独住宅

- **所得条件**・・・なし
- **入居者**・・・単身入居可

### 5. その他

- 本人名義（配偶者名義含む）の持ち家がある方は申込できません。
- 住宅に困窮していることが応募要件です。（住宅に困窮していない方は申込できません。）
- 市税等に滞納がある方は申込できません。
- 暴力団員、または暴力団員が同居する場合は申込できません。
- 以下のような、世帯を分離しての申込はできません。  
夫婦を分離する申込。（離婚調停中の方など、申込が可能な場合もあります。）  
結婚、就職等正当な理由がなく、同居している親族が世帯分けをするための申込。
- 申込時に住所若しくは勤務場所が真庭市内ではなくても、入居時に住民票を移すのであれば申込できます。
- 入居の際は、敷金（家賃3か月分）が必要となります。
- テレビを視聴する場合、真庭ひかりネットワークへ加入していただきます。
- ペットは飼えません。
- 虚偽申請は明渡請求の要件に該当します。
- 申込者が募集戸数より多いときは、公開抽選により入居者を決定します。  
なお、優先入居者の抽選回数の優遇措置があります。
  - ・多子世帯（同居しようとする親族に18歳未満の児童が3人以上いる者）
  - ・身体障害者（1～4級。ただし原方新住宅に入居を申込む者に限る）

※住宅困窮理由の一例：衛生上・保安上有害な状態にある場所に居住している。  
住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の場所に住んでいる。  
他の世帯と同居して、著しく生活上不便を受けている。又は住宅がないため親族と別居している。等・・・